

工 事 設 計 書						
施 行 年 度	令和2年度		契 約 番 号		伊賀市	
			2020001232			
工 事 名	令和元年度（繰） 団体営農業集落排水整備促進事業 中矢地区農業集落排水施設マンホール蓋更新工事				設 計 番 号	
施 工 場 所	伊賀市 島ヶ原 地 内				設計・積算年月日	
工 種	管工事				積算者	検算者
設 計 金 額	円 内消費税相当額 円					
工 期	令和3年1月18日まで	延	長	－ m	幅	員 ー m
工 事 の 大 要					起 工 理 由	
工事内容 撤去工 1 式 据付工 1 式 舗装工 1 式					別 紙 の と お り	

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
管路				式				
					1.000			
		中矢地区中継ポンプ場		式				
					1.000			
		撤去工		式				第 0001 号 明細表
					1.000			
		据付工		式				第 0002 号 明細表
					1.000			
		舗装工		式				第 0003 号 明細表
					1.000			
		交通誘導員		式				第 0004 号 明細表
					1.000			
直接工事費計				式				
					1.000			
間接工事費								

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	共通仮設費							
	共通仮設費（率計上額）			式				
					1.000			
共通仮設費計				式				
					1.000			
純工事費				式				
					1.000			
現場管理費				式				
					1.000			
工事原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
工事価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費計				式				
					1.000			

第 0001 号 明細表 撤去工					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断(施工パッケージ) アスファルト舗装版 15cm以下	m				CB430510(0001)
		20.000			
舗装版破碎積込(小規模土工)(施工パッケージ)	m2				CB210720(0002)
		6.000			
殻運搬(施工パッケージ) 舗装版破碎	m3				CB227010(0003)
		0.300			
建設廃棄物受入れ料金 A s 塊	m3				第0001号施工単価表
		0.300			
マンホール蓋撤去 親子蓋 Φ900-Φ600 T-25	組				第0001号単価表
		3.000			
合 計					

第 0002 号 明細表 据付工					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
マンホール蓋設置 親子蓋 Φ900-Φ600 T-25	組				第0002号単価表
		3.000			
耐腐食用グラウトマンホール蓋 親子蓋 Φ900-Φ600 T-25 耐食仕様	組				
		3.000			
合 計					

第 0003 号 明細表 舗装工					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
不陸整正(施工パッケージ) 無し	m2				CB410010(0004)
		6.000			
表層 (車道・路肩部) (施工パッケージ) 1層当り平均仕上り厚 50 mm 再生密粒度アスコ ン(13) フライムコート PK-3	m2				CB410260(0005)
		6.000			
合 計					

第 0004 号 明細表 交通誘導員					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員 B	人				
合 計					

建設廃棄物受入れ料金 A s 塊					第 0001 号 施工単価表 1.000 m3 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
建設廃棄物受入れ料金（A s 塊）	m3	1.000			
合計	m3	1.000			
単位当り	m3	1.000	当り		

SJ0010 マンホール蓋撤去 親子蓋 Φ900-Φ600 T-25		第 0001 号単価表 1 組 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
トラッククレーン賃料	日				
諸雑費	式	1.000			
合 計	組	1.000			
単位当り	組	1.000	当り		

SJ0020 マンホール蓋設置 親子蓋 Φ900-Φ600 T-25		第 0002 号単価表 1 組 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
トラッククレーン賃料	日				
諸雑費	式	1.000			
合 計	組	1.000			
単位当り	組	1.000	当り		

施工パッケージ単価一覧表						
単価コード	施工名称	単位	標準単価	積算単価	条件名称	条件値
CB430510(0001)	舗装版切断(施工パッケージ)	m			舗装版種別	アスファルト舗装版
					アスファルト舗装版厚	15cm以下
CB210720(0002)	舗装版破碎積込(小規模土工)(施工パッケージ)	m2				
CB227010(0003)	殻運搬(施工パッケージ)	m3			殻発生作業	舗装版破碎
CB410010(0004)	不陸整正(施工パッケージ)	m2			補足材料の有無	無し
CB410260(0005)	表層(車道・路肩部)(施工パッケージ)	m2			1層当たり平均仕上り厚(mm)	1層当たり平均仕上り厚 50 mm
					材料	再生密粒度アスコン(13)
					瀝青材料種類	プライムコート PK-3

数 量 総 括 表

[illegible]

数量計算書					
種 別	撤去工	細 規 格			1式
名 称	計算式			単位	数 量
舗装版切断工 (t =15 c m以下)	1.5*4*2+1.9*4	=	19.60	m	19.60
舗装版破碎	$(1.5*1.5 - (0.45*0.45*\pi)) * 2$ $1.9*1.9 - (0.45*0.45*\pi)$ 計	=	6.19	m2	6.19
既設舗装処分	$(1.5*1.5 - (0.45*0.45*\pi)) * 0.05*2$ $(1.9*1.9 - (0.45*0.45*\pi)) * 0.05$ 計	=	0.31	m3	0.31

数量計算書					
種 別	舗装工	細 規 格			1式
名 称	計算式			単位	数 量
表層工	$(1.5 \times 1.5 - (0.45 \times 0.45 \times \pi)) \times 2$ $1.9 \times 1.9 - (0.45 \times 0.45 \times \pi)$ 計 = 6.19			m2	6.19
不陸整正工	$(1.5 \times 1.5 - (0.45 \times 0.45 \times \pi)) \times 2$ $1.9 \times 1.9 - (0.45 \times 0.45 \times \pi)$ 計 = 6.19			m2	6.19

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名： ）	☐ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐ 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ）
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ 下水道 ☐ ガス ☐ その他（ ））
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図 ☐ No. ～No. ☐ 別途協議（ ） ☐ 完了見込み時期（ ☐ 令和 年 月頃 ☐ 別途協議（ ）
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km） ☐ 使用条件・復旧方法（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
公害対策関係	☐ 施工方法の制限あり	☐ 制限項目（ ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他（ ）） ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 施工時期（ ）
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ その他（ ）	☐ 調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ その他（ ）
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☒ 交通誘導警備員の配置 ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議（ ） ☐ 指定路線 ☒ 指定路線以外 ☒ ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 2人 （注：指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、 本市 が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により 本市 の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。
	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ 下水道 ☐ ガス ☐ その他（ ）） ・近接施設 ☐ 擁壁（ ） ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☐ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☐ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 安全施設（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 転用あり（ ） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ）
	☐ 水替工（縮切排水工）	☐ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、 本市 が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により 本市 の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ）
	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 施工方法（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	☐ 残土処分（自由処分）	☐ 残土処分地（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 運搬距離（L＝ km）
	☐ 残土処分（指定処分・他工事流用）	☐ 処分地の処理条件あり（ ☐ 押土整地 ☐ その他（ ））
	☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☒ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☒ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☒ 産業廃棄物の処分地（ ☒ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☒ 処分場の受入条件（ マニフェストを提出すること ） ☒ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 ☒ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 事 支 障 物 件 関 係	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☒ 下水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ） ☐ 移設時期（ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護（ ）
	☐ その他	☐ その他（ ）
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	☐ 提出書類あり	☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
再生材使用関係	☒ 再生材使用の指定あり	☒ 再生材の種類（ ☒ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☒ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議 ）
	☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ））
		☒ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
そ の 他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	☐ 現場発生品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	☐ 支給品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	☐ 盛土材等工事間流用あり	☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） ☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L＝ km）
	☐ 現場環境改善費適用工事	☐ 現場環境改善の内容（率分）（ ） ☐ 現場環境改善の内容（積上）（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適 用 条 件	☒ 適用条件	☒ 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：令和 年 月 日）） ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 ☐ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 平成30年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 ☐ 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示ー（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： ☒ 設計変更（工事一時中止）を行う際には、 伊賀市設計変更ガイドライン（平成30年6月） を参考とする。 ☐ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ その他（ 伊賀市が定めてないものについては、三重県を参照し伊賀市と読み替え適用する。 ）
監督の区分 （共通仕様書第1編第1章1-1-22条第6項に規定する表1-2、表1-3）	☒ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時VE方式 ☐ 契約後VE方式 ☐ 設計・施行一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にVE提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
産業廃棄物税	☐ 産業廃棄物税	☐ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録	☐ 工事カルテ作成・登録	☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	☐ 建設副産物情報交換システム	☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
下請関係 下請企業 次数制限	☐ 下請企業の次数制限	☐ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
市内企業 優先使用	☒ 市内企業の優先使用	☒ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を伊賀市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
県内産製品 優先使用	☐ 建設資材の県内産製品優先使用	☐ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☐ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を 受けた場合の 措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事实態調査	☐ 工事实態調査	☐ 伊賀市低入札価格調査試行要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事实態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事实態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	☒ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年9月

下水道用鋳鉄製マンホールふた 特記仕様書

伊賀市上下水道部下水道課

本市が実施する下水道工事は、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として策定しており、市民の安全・安心の実現や維持管理費の増大を抑制するため、使用される資器材は減災対策や生涯費用の最小化が図れるものとし、本工事についてはこの特記仕様書に準拠する。

1. 適用範囲

この特記仕様は、本市が使用する下水道用鋳鉄製マンホールふたに適用し、その荷重仕様は日本下水道協会規格（JSWAS）G-4のT-25及びT-14とする。

2. 種類

種類	荷重仕様	使用箇所
次世代型 マンホールふた (技術マニュアル※準拠)	T-25 T-14	設置箇所は人・車両通行の安全性を考慮し選定する。 ① スリップの危険性がある交差点・坂道・屈曲部 ② 管路内の圧力の影響を受け易い路線 ③ ガタツキ発生が考えられる路線 ④ 異常食い込みによるふた開放が困難と思われる路線 ⑤ その他協議の上、必要とされる箇所

※ 財団法人 下水道新技術推進機構（現：公益財団法人 日本下水道新技術機構）発行『次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル』（2007年3月発行）を示す。

3. 性能項目

○次世代型マンホールふた

次世代型マンホールふたについては、(財)下水道新技術推進機構（現：公益財団法人 日本下水道新技術機構）発行『次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル』（2007年3月発行）（以下「技術マニュアル」と言う。）に準拠した性能とする。

4. 性能確認方法

また、試験成績書を発行する性能検査場所は、検査が確実・公平に透明性を持って実施できる、公設試験場もしくは第三者性を説明できる試験場（ISO/IEC17025取得等）で実施することとする。ただし、本市が試験所として製造業者を認めた場合はこの限りではない。

尚、検査に供する製品及び検査費用は、製造業者負担とする。

○次世代型マンホールふた

次世代型マンホールふたの材料承認については、事前にマンホールふたの性能が技術マニュアルに準拠していることを証明する試験成績書等の資料を添付した承認申請を、本市担当者に提出し承認を得ること。

※T-25、T-14 両方の荷重区分の製品を検査する場合や、一般型・除雪対応型など、性能によっては影響する製品構造部位が同一であれば、事前調整の上、いずれかの荷重区分のみの検査、若しくは検査条件・合否判定条件が厳しい荷重区分のみの検査とすることができる。本市が不必要と認めた場合には検査項目を省略又は指示された方法に変更することができる。

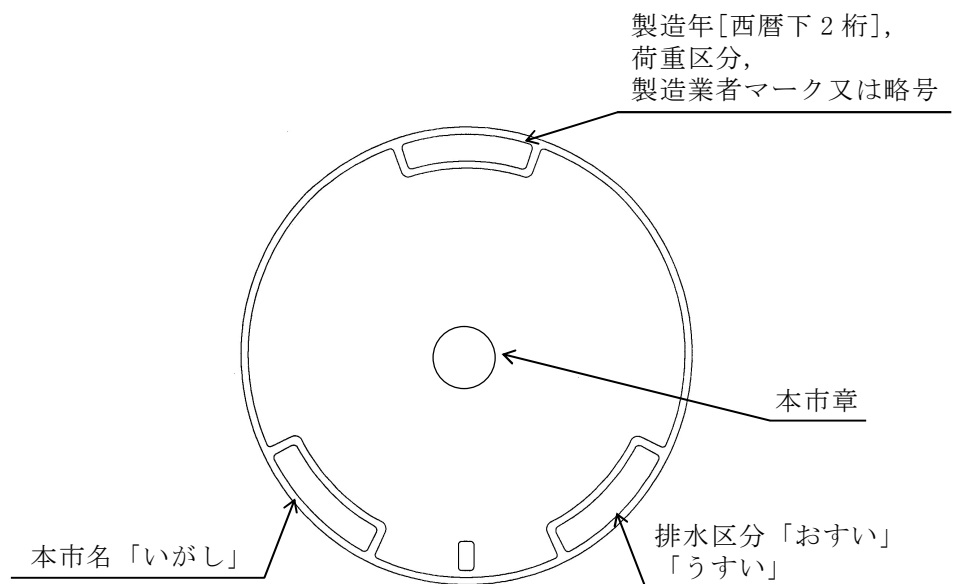
5. 性能確認項目

○次世代型マンホールふた試験項目（技術マニュアルに準拠）

性能	試験項目	摘要
耐スリップ	滑り抵抗試験（初期性能，限界性能）	
がたつき防止	交互荷重試験（初期性能）	
	輪荷重走行試験（限界性能）	
耐荷重（破損）	荷重たわみ試験	G-4
	耐荷重試験	G-4
	発生応力度試験（初期性能，限界性能）	
	材質試験（Yﾌﾞﾛｯｸ，実体切出し）	G-4（Yﾌﾞﾛｯｸ）
耐腐食	腐食試験（Yﾌﾞﾛｯｸ，実体切出し）	
浮上・飛散防止	圧力解放性能試験（機械的，水理的）	G-4 [参考]
	圧力解放時の部品強度確認試験（錠・蝶番および浮上ロック）	G-4
	ふた浮上性能試験（浮上しろ，車両通行，浮上後ふた段差）	G-4
転落・落下防止	転落防止装置耐揚圧荷重強さ試験	G-4 [附属書]
	転落防止装置荷重強さ試験	G-4 [附属書]
不法開放防止	不法開放防止性能試験	G-4
	施錠強度確認試験	
施工性	傾斜施工試験	
	枠変形防止性確認試験	
維持管理作業性	維持管理作業性確認試験	
寸法，外観および形状	寸法検査	G-4
	外観および形状検査	G-4

6. 表示

6-1. 次世代型マンホールふた表面鋳出し



7. 疑義

以上の事項に該当しない疑義については協議の上決定するものとする。

8. その他

伊賀市型グラウンドマンホール蓋の認定がされていること。

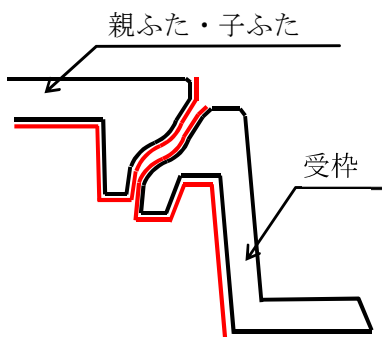
下水道用鋳鉄製マンホールふた 防食性能特記仕様書

伊賀市上下水道部下水道課

1. 適用範囲

この特記仕様は、本市が使用する次世代型マンホールふたに適用し、その荷重仕様は日本下水道協会規格（JSWAS）G-4のT-25及びT-14とする。

2. 製品仕様

項 目		製品仕様又は品質特性	
製品規格		呼び 600、呼び 900×親子蓋	
複合表面処理構造	防食性能	マンホール内部雰囲気による、ふたと枠内面が腐食することによる性能低下や機能不全、嵌合面の錆による固着を防止するために、親ふた、子ふた、受枠及び機能部品に防食処理を施す	
	表面処理構造	金属皮膜（白色系）と樹脂塗装膜（黒色系）による複合表面処理被覆	
	表面処理範囲	親ふた 子蓋	親ふた裏面・子ふた裏面・勾配面
			防食性能 勾配面を含んだ裏面
		受枠	勾配面及びフランジ底面を含む内面
			防食性能 勾配面及びフランジ底面を含む内面
	範囲	 — : 防食性能	
材質		製品〔親ふた、子ふた、受枠〕は JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に準ずる	
		親ふた	FCD700
		子ふた	FCD700
		受枠	FCD600
塗装		密着性に富み、防食性、耐候性に優れた黒色塗料に塗装	